

第6回 教育委員会会議録

令和2年3月27日

1. 開 会
2. 会議録署名委員の指名 ～ 高澤委員、山本委員
3. 前回会議録の承認 ～ 坪谷委員、瓜委員 承認
4. 報 告 報告第1号 教育長報告
5. 議 案 議案第1号 事務局職員の任免について 議案第2号 赤平市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について 議案第3号 赤平市高等学校等通学費等支援条例施行規則の一部改正について 議案第4号 赤平市立学校管理規則の一部改正について
6. 出席教育委員 教 育 委 員 山 本 由美子 教 育 委 員 瓜 郁 夫 教 育 委 員 坪 谷 嗣 香 教 育 委 員 高 澤 司 教 育 長 高 橋 雅 明
7. 傍聴人を除き他に議場に出席した者 学 校 教 育 課 長 大 橋 一 社 会 教 育 課 長 野 呂 道 洋 学 校 教 育 課 主 幹 斎 藤 政 弘
8. 傍聴人 0人
会議時間：15時00分～15時40分

教 育 長	<p>開会挨拶</p> <p>会議録署名委員の指名 ～高澤委員、山本委員</p> <p>前回会議録 ～坪谷委員、瓜委員 承認</p> <p>報告第1号 教育長報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小中学校の分散登校について、幼稚園は3月11日～3月23日、小学校は3月13日～3月25日、中学校は中3を除いて3月12日～3月22日の間で、2回ずつ行われた。 ・赤平市議会第1回例例会はコロナの影響で会期を短くして行われた。教育関係として、赤平市高等学校等通学費等支援条例が可決されました。一般質問は5名で行われ、教育行政執行方針に、「教職員の働き方改革について校務支援システムの導入について」、「教育の先進地視察について」等、それぞれ質疑が交わされた。 <p>新型コロナウイルス感染症へ対応について、昨日、臨時教育長会議が空知教育局にてテレビ会議が行われた。4月6日より学校が再開することとなった。マスク着用が前提となり、毎朝の検温、健康確認を行い、1時間に5～10分程度、窓を開け換気を良くする。入学式は、卒業式と同様な取扱となりますので、来賓出席はありません。マスクが手にはいない子供は、ハンカチを利用したり、マスクを作成してもらうこととなります。部活動については、詳細未定で、春休み明けから大丈夫だが、後日北海道から連絡が入るとのことです。以上報告を終わります。</p>
教 育 長	<p>議案第1号 事務局職員の任免について説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>議案第1号 事務局職員の任免について、提案の趣旨をご説明いたします。</p> <p>令和2年3月31日付け及び令和2年4月1日付けの人事異動として、下記の者を任免したいのでこれを付議するものです。</p> <p>4ページの別紙をご覧ください。</p> <p>3月31日付け退職者につきましては、現学校教育課長となります。</p> <p>4月1日付けの人事異動につきましては、課長職では、現財政課長が学校教育課長、兼ねて学校給食センター所長事務取扱兼学校給食センター業務係長事務取扱となります。</p> <p>主幹職では、学校教育課総務係長が主幹に昇格し、総務・学校教育担当主幹兼総務係長事務取扱となり、社会教育課社会教育係長が主幹に昇格し、社会教育担当主幹兼社会教育係長事務取扱兼交流センターみらい管理係長事務取扱兼生涯学習推進室員となります。また、現総務・学校教育担当主幹が総務課秘書担当主幹兼秘書係長事務取扱へ異動となります。</p>

	<p>係職では、社会福祉課保護係主事が学校教育課総務係に着任し、再任用職員が交流センターみらい管理係に着任します。</p> <p>以上、よろしくご了解くださるようお願いいたします。</p>
教 育 長	議案第 1 号 事務局職員の任免について 了
教 育 長	議案第 2 号 赤平市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について説明をお願いします。
学校教育課長	<p>赤平市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定についてご説明いたします。</p> <p>公立学校における働き方改革を推進するため、公立学校の教育職員の勤務時間の上限に関するガイドラインが指針となり、在校等時間の縮減の実効性を強化することとした。これに伴い、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正が行われ、教育職員の業務量の適切な管理等を図るための措置を講ずることとするため、この規則を別紙のとおり定めたいので、これを付議するものです。</p> <p>以下、規則の内容につきましてご説明いたします。</p> <p>第 1 条につきましては、この赤平市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の趣旨を定めたものであります。</p> <p>第 2 条につきましては、教育職員の業務量の適切な管理等について定めたものであります。</p> <p>また、附則の第 1 項につきましては、施行期日について定めたものであります。</p> <p>附則の第 2 項につきましては、経過措置について定めたものであります。</p> <p>以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
坪 谷 委 員	具体的には。
総務・学校教育担当主幹	<p>教職員の働き方改革の一環として、健康及び福祉を確保することにより学校教育の水準の維持向上に資するため、1 か月あたり 4 5 時間、1 年については 3 6 0 時間を上限とした在校時間の縮減し、適切な管理を行なうこととされます。</p>
教 育 長	議案第 2 号 赤平市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について 了
教 育 長	議案第 3 号 赤平市高等学校等通学費等支援条例施行規則の一部改正について説明をお願いします。
学校教育課長	議案第 3 号 赤平市高等学校等通学費等支援条例施行規則の一部改正について、提案の趣旨をご説明いたします。

	<p>赤平市高等学校等通学費等支援条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めたいので、これを付議するものです。</p> <p>改正の理由としましては、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略推進のため、保護者の経済的負担を軽減及び当該生徒の健全な育成を図ることを目的とし、高等学校等に就学している生徒の通学費等の一部を助成するための支援金として制定された赤平市高等学校等通学費等支援条例の改正に伴い、関係する規則を改正するものであります。</p> <p>規則改正の内容につきまして、10ページの対照表によりご説明いたします。</p> <p>様式第3号の支援金の月額を5,000円から7,000円に字句を改正するものであります。</p> <p>なお、附則としまして、この規則は、令和2年4月1日から施行するものであります。</p> <p>以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
教 育 長	議案第3号 赤平市高等学校等通学費等支援条例施行規則の一部改正について 了
教 育 長	議案第4号 赤平市立学校管理規則の一部改正について説明をお願いします。
学校教育課長	<p>議案第4号 赤平市立学校管理規則の一部改正について、提案の趣旨をご説明いたします。</p> <p>赤平市立学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めたいので、これを付議するものです。</p> <p>改正の理由としましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行及び会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係する規則を改正するものであります。</p> <p>規則改正の内容につきまして、13ページの対照表によりご説明いたします。</p> <p>営利企業等の従事、第12条につきまして、字句を改正するものであります。</p> <p>なお、附則としまして、この規則は、令和2年4月1日から施行するものであります。以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
坪 谷 委 員	会計年度任用職員に対するものですか。
総務・学校教育担当主幹	非常勤講師を含め、来年度から雇用されます会計年度任用職員で、営利企業等の従事について、北海道人事委員会規則の改正に伴う改正です。

教 育 長	議案第 4 号 赤平市立学校管理規則の一部改正について 了
教 育 長	その他について
学校教育課長	・令和 2 年 4 月 1 日付け教職員人事異動一覧表について最終版 ・「三会合同歓迎会」につきましては、新型コロナウイルスによる感染拡大防止のため中止
社会教育課長	・新型コロナウイルス感染拡大防止等のために行う社会教育施設等の臨時休館・利用制限について ・「第 6 次赤平市社会教育中期計画」について、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により、3 月に開催を予定しておりました社会教育委員会議を開催することができず、策定に至っていない状況 ・「校外生活の決まり」児童生徒へ配付した。
学校教育課長	次回の教育委員会は 4 月 2 7 日（月）午後 3 時からでお願いします。
署名委員	
署名委員	
書 記 学校教育課 総務・学校教育担当主幹	